

『少額投資非課税制度「NISA」パンフー 国税庁』

国税庁はこのほど、平成26年度から始まるNISA（少額投資非課税制度）に関し、制度の概要を取りまとめたパンフレットを発行した。

NISAは、証券会社等の金融商品取引業者に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定した20歳以上の居住者等を対象に、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等を非課税とする措置。1管理勘定における非課税期間は最長5年、年間100万円までが対象であるが、各年分ごとに管理勘定を1つずつ設定できるので、5年間で最大5つの勘定を持つことができる。従って、非課税投資総額は最大500万円。非課税となるのは、口座を開設する証券会社等を経由して交付される上場株式、上場新株予約権付社債、公募株式投資信託の受益権等が対象で、それらの発行者から直接交付されるものは課税扱いとなるので注意が必要である。

非課税期間終了後は、同一の口座内の新たな勘定、あるいは特定口座・一般口座への移管が可能。非課税口座開設の申請は、今年10月1日から受け付けられる。

なお、NISAの導入と同時に、いわゆる10%軽減税率の特例措置は廃止され、平成26年1月1日以後は本則税率の20%が適用されることとなっている。



『相続時不動産の値上がり益 二重課税に該当せずー 東京地裁』

東京地裁は不動産の譲渡所得のうち相続税の課税対象となった経済的価値と同一の経済的価値を譲渡収入金額から控除すべきとする納税者の主張を退けた。

本件は、相続により夫から不動産を取得した妻が、当該不動産を売却し、譲渡所得の確定申告をした後、譲渡所得のうちすでに相続税の課税対象となった経済的価値と同一の経済的価値（相続税評価額）は所得税法9条1項15号の規定により非課税とすべきとして更生の請求を求め、内容を認めない処分に対する一部取り消しを求めていた。平成22年の最高裁判決で、生命保険の有期定期金のうち相続税課税対象となった部分は、所得税の課税対象にならないとする長崎年金二重課税事件の威光が達するか注目された。地裁は本件で問題とされている所得は、所得税法60条1項1号により、相続人が被相続人から承継取得した不動産をさらに譲渡した際に実現するものとして取り扱われ、同号が存在する以上、単純承継をした相続人は相続時点において被相続人の保有期間中に蓄積された増加益を実現させるという選択ができない点で、同判決で問題とされた所得とは性質が異なるとして、納税者の主張に理由がなく、本件処分を適法と判断した。納税者は判決を不服として控訴している。